

答 申 情 第 2 8 号
平 成 2 5 年 4 月 4 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 市川 正人
(事務局 総合企画局情報化推進室)

京都市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について，別紙のとおり答申します。

記

- (1) 平成24年6月7日付け都建安第15号による諮問
特定建築物検査報告書等の公文書一部公開決定についての異議申立てに対する決定（諮問情第43号）
- (2) 平成24年6月7日付け都建安第16号による諮問
特定建築物検査報告書等の公文書一部公開決定についての異議申立てに対する決定（諮問情第44号）

(別紙)

1 審査会の結論

実施機関が非公開とした部分のうち、別表に掲げる部分については、公開すべきである。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次の2件の公開を請求した。

ア 平成24年2月21日付け請求（以下「請求ア」という。）

特定宿泊施設に係る特殊建築物の定期調査報告書、建築設備の定期検査報告書平成22・23年度分（ただし添付図面については、㊦5階の5059号室の南側の部屋に関する部分、及び㊦5階の5059号室の南側の部屋の換気・排煙・非常用照明等の系統図に限る。また、平成22年度設備定期検査報告書において、平成20年度設備定期検査報告書の添付文書と同じ図面については請求から除く。）

イ 平成24年3月12日付け請求（以下「請求イ」という。）

特定宿泊施設の平成20・平成21年度定期検査報告書（ただし添付図面については、㊦5階の5059号室の南側の部屋に関する部分、及び㊦5階の5059号室の南側の部屋の換気・排煙・非常用照明等の系統図に限る。また、平成21年度設備定期検査報告書において、平成20年度設備定期検査報告書の添付文書と同じ図面については請求から除く。）

- (2) 実施機関は、請求アに係る公文書として、次の公文書を特定した。

ア 「定期検査報告書受付管理票（H22年度建築設備）」（以下「本件公文書1」という。）。ただし、添付図面については、「5階平面図」のみ。

イ 「定期検査報告書受付管理票（H23年度建築設備）」（以下「本件公文書2」という。）。ただし、添付図面については、「5階平面図」，「防排煙設備 5階平面図」，「5階 5th Floor」，「WHOLE AREA PLAN 5F」，「空調設備 ダクト系統図（空調）」，「空調設備 ダクト系統図（換気）」，「空調設備工事 5階平面図」，「空調設備 ダクト系統図（排煙）」，「空調設備工事 排煙5階平面図」，「幹線 設備系統図（非常照明 停電検出回路系統図）」，「非常照明設備 5階平面図」のみ。

ウ 「建築基準法第12条第1項の規定に基づく特殊建築物の定期調査報告について（H22年度）」（以下「本件公文書3」という。）。ただし、添付図面については、「防排煙設備 5階平面図」，「WHOLE AREA PLAN 5F」のみ。

- (3) 実施機関は、請求イに係る公文書として、次の公文書を特定した。

ア 「建築基準法第12条第3項の規定に基づく建築設備の定期報告について（H20年度）」（以下「本件公文書4」という。）。ただし、添付図面については、「空調設備 ダクト系統図（空調）」、「空調設備 ダクト系統図（換気）」、「空調設備 ダクト系統図（排煙）」、「幹線 設備系統図（非常照明 停電検出回路系統図）」、「空調設備工事 5階平面図」、「空調設備工事 排煙5階平面図」、「非常照明設備 5階平面図」のみ。

イ 「建築基準法第12条第3項の規定に基づく建築設備の定期検査報告について（H21年度）」（以下「本件公文書5」という。）。ただし、添付図面については、「排煙設備系統図」、「空調設備 ダクト系統図（排煙）」のみ。

(4) 実施機関は、上記(2)及び(3)の公文書のうち、次に係る部分を公開せず、その他の部分を公開するとの公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年4月9日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

ア 法人担当者の氏名、メールアドレス及び肩書については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。

（条例第7条第1号及び第2号に該当）

イ 法人担当者の印影及びサインについては、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。

（条例第7条第1号及び第4号に該当）

ウ 設置機器の性能がわかる部分、報告内容に対する実施機関の指示・訂正事項等については、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。

（条例第7条第2号に該当）

エ 法人及び設計者の印影、機械室等のバックヤード等の位置及び排煙設備等の系統・位置がわかる部分については、公開することにより、当該法人等の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。

（条例第7条第2号及び第4号に該当）

(5) 異議申立人は、平成24年5月9日に、本件処分のうち、次に係る部分の非公開決定を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、当該部分の取消しを求める異議申立てをした。

ア 機械室等のバックヤード等の位置

イ 排煙設備等の系統・位置がわかる部分

ウ 設置機器の性能がわかる部分

エ 報告内容に対する本市の指示・訂正事項等

オ 平成23年度定期検査報告書の別表1の室名

(6) 実施機関から、次のアの部分について、イの理由から当該部分を非公開とする理由がないため、当初の判断を改め、公開することとする申出があった。

ア 該当部分

(7) 本件公文書1のうち、4ページ目の「平成22年度 建築設備の定期検査報告書の報告内容について」

(イ) 本件公文書4のうち、2ページ目の「平成20年度 建築設備の定期検査報告書の報告内容について」

イ 理由

当該部分は、原処分において「報告内容に対する本市の指示・訂正事項等」であり条例第7条第2号に該当すると判断していた。

しかしながら、当該部分について改めて検討したところ、当該部分は、提出された定期検査報告書の内容について報告者に対して是正を求める事項を実施機関が記載する様式そのものであり、是正を求める事項が記載されていない部分であることを確認したため公開することとする。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。ただし、法人担当者の氏名、メールアドレス、肩書、印影及びサイン並びに法人及び設計者の印影を非公開とした部分については、取消しを求めている。

4 審査会における審議の方法

本件異議申立ては、いずれも建築基準法（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、特定宿泊施設に係る建築物又は建築設備の管理者から提出を受けた公文書に係るものであり、調査、審議すべき事項が共通であるため、当審査会においては、これらを併合して審議を行った。

5 実施機関の主張

公文書一部公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

ア 建築設備の定期検査報告書について

実施機関は、法第12条第3項の規定に基づき、京都市建築基準法施行細則（以下

「細則」という。)第29条第1項第2号において定めた建築設備の所有者又は管理者から、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置について定期的に(毎年)専門の技術者に検査をさせた結果の報告を受けている。

本件公文書1, 2, 4及び5は、当該報告として建築設備の管理者から提出を受けた報告書である。

イ 特殊建築物の定期調査報告書について

実施機関は、法第12条第1項の規定に基づき、細則第28条第1項において定めた特殊建築物の所有者又は管理者が、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について定期的に(3年に一度)専門の技術者に調査をさせた結果の報告を受けている。

本件公文書3は、当該報告として特殊建築物の管理者から提出を受けた報告書である。

(2) 非公開理由について

ア 「機械室等のバックヤード等の位置」(本件公文書1～5)及び「排煙設備等の系統・位置」(本件公文書1, 2, 4及び5)について

「機械室等のバックヤード等の位置」及び「排煙設備等の系統・位置」については、通常、一般の施設利用者は知り得ない情報であり、バックヤードの位置及び構造や各部屋の接続状況を示す排煙ダクトの系統がわかると、窃盗の遂行が極めて容易になるなど、犯罪等に悪用されるおそれがある。

したがって、当該部分を公開すると、不特定多数の者が利用する宿泊施設において、円滑な施設の管理及び整備という、法人の事業活動上の地位を明らかに害すると認められるとともに、法人の財産及び宿泊客の安全の確保並びに犯罪の予防に支障が生じるおそれがあり、条例第7条第2号及び第4号に該当する。

これに対し、異議申立人は、請求内容が一室のみの情報に限定されていることから、非公開情報には該当しないと主張しているが、請求内容がいかに関係が限定されようと、条例第7条各号に定める非公開情報に当たる以上、これを公開することは妥当でない。

また、異議申立人は、異議申立人自身がバックヤードに当たる部屋で従事していた利用者であることをもって、これを公開すべきであると主張しているが、条例に基づく公文書公開請求は、条例第5条で定めるように「何人も」請求できる制度であることから、誰が請求人であるかを問わず、統一的な回答を行うべきものである。

したがって、たとえ、当該事実を知り得る者からの公文書公開請求であったとしても、条例第7条各号に規定する非公開情報に該当する以上、請求者の属性にかかわらず、これを公開することは妥当でない。

イ 平成23年度定期検査報告書の別表1の室名について(本件公文書2)

「平成23年度定期検査報告書の別表1の室名」については、「排煙設備等の系統・位置」を示す情報であり、(2)アと同様に条例第7条第2号及び第4号に該当すると判

断する。

ウ 「設置機器の性能がわかる部分」について（本件公文書 2， 4 及び 5）

「設置機器の性能がわかる部分」については、これを公開すると、建物・設備等の個々の性能や製造年が判明し、例えば、創業時からの古い設備を使っているなどの情報が明らかになり、当該法人の社会的評価の低下や集客力の低下を招くおそれがあるなど、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められることから、条例第 7 条第 2 号に該当する。

この点について、異議申立人は、上記アと同様に請求内容が限定されていることから、非公開情報には該当しないと主張しているが、前述のとおり、たとえ請求内容を限定したとしても、条例第 7 条各号に定める非公開情報に該当する以上、これを公開することは妥当でない。

なお、異議申立人は、異議申立書において、「設置機器の性能がわかる部分」は、建物の安全性を客観的に判断するために重要な事項であるため、本件公文書において記載事項とされているのであって、利用者が建物の安全性について判断するため、これを公開すべきであると主張しているが、「設置機器の性能がわかる部分」は、法第 12 条第 3 項の規定に基づく定期検査報告のために必要なものとして細則第 29 条第 3 項で定める添付図書には含まれておらず、対象建築物の管理者により任意で提出されたものである。

エ 「報告内容に対する本市の指示・訂正事項等」について（本件公文書 1～5）

「報告内容に対する本市の指示・訂正事項等」については、法的不備に関する指摘だけでなく、例えば、避難経路の物品放置の状況等の維持管理上の問題、既存不適格事項に対する改善指導の状況、書類作成上の不備等についての指摘が含まれており、これを公開することにより、法人が実施機関からどのような内容の指摘を受けているかが判明し、当該法人の社会的評価や集客等に影響を与え、同業種の法人との競争にも影響を与えるおそれがあり、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められることから、条例第 7 条第 2 号に該当する。

異議申立人は、社会資本整備審議会答申（平成 18 年 8 月 31 日）を引用し、当職の指示・訂正事項を公開するべきであると主張しているが、同答申は、既存建築物の状況を正確に把握し、その情報を国民に開示する体制の必要性について提言しているものの、消費者向け閲覧情報と特定行政庁向け情報などに分けて検討し、収集・管理する必要があると述べているものであり、実施機関の指示・訂正事項が非公開情報に当たるかどうかの判断に影響を与えるものではない。

- (3) 異議申立人は、異議申立書において、建築物を利用する人が、建築物の維持管理が適切に実施され安全な状態であることを確認することは、定期調査報告書・定期検査報告書の目的と一致すると主張している。

しかし、実施機関では、法第93条の2に基づき、「報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないもの」として建築基準法施行規則第11条の4に定める定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書を閲覧に供しており、これにより、建築物の維持管理の状況及び安全性を確認することができるから、情報公開に対する要請に充分応えている。

なお、当該概要書に記載のある事項については、本件各公文書においても、当然、公開している。

6 異議申立人の主張

異議申立書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 「機械室等のバックヤード等の位置」について

本件請求において、開示請求範囲を極めて具体的にかつ部分的に特定し請求をした。また、異議申立人は本件請求で特定した室で以前業務に従事しており、今回バックヤードとされる場所の実際の利用者である。しかしながら市は、一般人が利用しない場所であるとの理由により非開示とした。該当法人の従業員が職場の安全性を確認するために本件報告書の情報公開請求した場合でも非開示となる。従業員が業務する場所が適切に維持・管理されているかを調べる事を市は拒否していることになる。このことは、特定行政庁が建築基準法の事故等を防ぎ建築物等の安全性や適法性を確保するための制度趣旨からも、事務所衛生基準法等で保護されている従業員の職場における安全確保の点からも極めて大きな問題がある判断である。当該法人にとっての客人が利用する部分のみを開示することは、同じ建物を利用する人々であっても各人の立場により確保される安全レベルが違うということであり、ひいては命の重さまで違うということ容認する判断である。断じてバックヤードか否かで開示・非開示を区別する市の運用は許されない。

本件請求の範囲は極めて限定されており、バックヤードの平面図や排煙設備等の機械及び機器の位置図に記載されている極めて限られた本件該当室の用途を開示することは、条例第7条第2号には該当しない。そもそも客室は開示事項であるにも関わらず、バックヤードであるという理由で極めて限定的な範囲の本件請求に対し、市の非開示との判断に合理的な理由はない。

(2) 「排煙設備等の系統・位置」について

本件該当室に関わる系統部分のみの開示（部分開示）を要求しており、条例第7条第2号及び第4号には該当しない。情報公開制度の基本は開示である。特定行政庁は極力非開示部分を少なく解釈することが法の趣旨より求められる。

(3) 「別表1の室名」について

すべてが非開示である理由が決定通知書では不明である。情報公開制度の基本は開示である。

(4) 「設置機器の性能がわかる部分」について

本件請求は、極めて限定された設置機器に関する請求であり、条例第7条第2号にあたらぬ。設置機器は建物の安全性を客観的に把握するために重要な事項である故に、本件報告書での記載事項となっている。設置機器が開示されないことは、建物の利用者は安全性に関する基本的事項について知る機会を特定行政庁により奪われており、安全性について具体的に客観的に判断できない。本件建築物を利用する人々の安全が、当該法人の地位・利益を保全する以上に優先されることは自明であり、本件報告書の趣旨からも明らかである。

例えばどれくらい前の設備を使っているかということは、定期報告制度の目的から判断して、利用者が安全や健康を判断する重要な項目であり、隠すべきではない。

(5) 「報告内容に対する市の指示・訂正事項等」について

本件報告書の行政への提出が法により義務付けられている事は、建築物を利用する人々の安全確保のため、建築物に対し適法な維持管理の継続的実施を建築物の所有者・事業者が義務付けていることによるものである。提出された本件報告書に対して行政が指示・訂正事項を示し、建築物の所有者・事業者が行政の指摘事項を改善することにより、既存建築物の安全性が確保されることから、行政の指示・訂正事項は本件報告書の重要な一部である。本件報告書の運用状況からも、本件報告書は行政の指示・訂正事項を含めて本件報告書と捉えることが適切であり、よって市の指示・訂正事項についても本件報告書と同等レベルの開示が法や情報公開法から課せられている。

社会資本整備審議会答申（平成18年8月31日）でも「（建築行政が）様々な行政課題と法改正等に適切に対応しその実効性を上げていくためには、既存の建築物の状況について、正確に把握するとともに、そうした建築物の情報を国民に開示する体制を速やかに整備することが不可欠である。」と提言している。

本件事項につき市が開示することは、法・情報公開法の立法趣旨や社会資本整備審議会答申からも求められていることは明らかである。

定期報告書を素人が見る場合に、実施機関が行った指示内容が公開されれば大きな指針となり、公開することは有益である。

(6) 建物を利用する人が、建築物の維持管理が適切に実施され安全な状態であることを確認することは、定期調査報告書・定期検査報告書の目的と一致する。今回の決定は、非開示理由である条例第7条第2号を濫用したもので、法人の事業活動上の地位その他正

当な利益を不当に保護したものであると同時に、本件建築物を利用する人々の安全を著しく軽んじた判断であり、法で制定された本件報告書の目的に反するうえに、情報公開制度の趣旨にも反するものである。

私達は情報公開請求により公文書を閲覧し知ることができ、非開示部分は必要最小限にされるべきである。

- (7) 条例第7条第2号は、「明らかに」と規定されており、「正当な利益を明らかに害すると認められる」もののみ非公開とすることができる。第2号のただし書アでは、「人の生命、身体又は健康を保護するため必要な情報」は開示するとなっている。実施機関は、第2号本文に該当するのみで、理由説明書でもこのただし書について触れていない。

7 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書1, 2, 4及び5は、実施機関が、法第12条第3項の規定に基づき、細則第29条第1項第2号において定めた建築設備の所有者又は管理者から、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置について定期的に（毎年）専門の技術者に検査をさせた結果の報告を受けた文書である。

- (7) 本件公文書1及び2は、「定期検査報告書受付管理票」、「定期検査報告書の指示・訂正事項について」、「建築設備の定期検査報告書の報告内容について」、「定期検査報告書」、「定期検査報告概要書」、「検査結果表（別記第1号から第3号）」、「換気状況評価表・換気風量測定表・排煙風量測定記録表・照度測定表（別表1から別表4）」及び「添付図面」で構成されていることが認められる。

図面については請求内容に応じ、

- a 公文書1には、「5階平面図」
- b 公文書2には、「5階平面図」、「防排煙設備 5階平面図」、「5階 5th Floor」、「WHOLE AREA PLAN 5F」、「空調設備 ダクト系統図（空調）」、「空調設備 ダクト系統図（換気）」、「空調設備工事 5階平面図」、「空調設備 ダクト系統図（排煙）」、「空調設備工事 排煙5階平面図」、「幹線 設備系統図（非常照明 停電検出回路系統図）」、「非常照明設備 5階平面図」

がそれぞれ添付されている。

- (4) 本件公文書4は、「供覧書」、「建築設備の定期検査報告書の報告内容について」、「定期検査報告書」、「検査結果表（別記第1号から第3号）」、「換気風量測定表・

排煙風量測定記録表・照度測定表（別表2から別表4）」、「空気環境測定報告書（別表1に相当）」、「給・排気ファン点検表」、「空調機点検表」、「排煙設備点検票」「蓄電池記録表」、「非常電源（蓄電池設備）点検票」及び「添付図面」で構成されていることが認められる。

図面については、「空調設備 ダクト系統図（空調）」、「空調設備 ダクト系統図（換気）」、「空調設備 ダクト系統図（排煙）」、「幹線 設備系統図（非常照明 停電検出回路系統図）」、「空調設備工事 5階平面図」、「空調設備工事 排煙5階平面図」、「非常照明設備 5階平面図」が添付されている。

(ウ) 本件公文書5は、「供覧書」、「定期検査報告書受付管理票」、「定期検査報告書の指示・訂正事項について」、「建築設備の定期検査報告書の報告内容について」、「定期検査報告書」、「検査結果表（別記第1号から第3号）」、「換気状況評価表・換気風量測定表・排煙風量測定記録表・照度測定表（別表1から別表4）」、「空気環境測定報告書（別表1に相当）」及び「添付図面」で構成されていることが認められる。

図面については、「排煙設備系統図」、「空調設備 ダクト系統図（排煙）」が添付されている。

イ 本件公文書3は、実施機関が、法第12条第1項の規定に基づき、細則第28条第1項において定めた特殊建築物の所有者又は管理者が、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について定期的に（3年に一度）専門の技術者に調査をさせた結果の報告を受けた文書である。

本件公文書3は、「供覧書」、「定期調査報告書受付管理票」、「定期調査報告書の指示・訂正事項について」、「特殊建築物の定期調査報告書の報告内容について」、「定期調査報告書」、「調査結果表」、「関係写真」及び「添付図面」で構成されていることが認められる。

図面については、「防排煙設備5階平面図」及び「WHOLE AREA PLAN 5F」が添付されている。

(2) 定期調査、検査報告制度と公文書公開制度の関係について

建築物の所有者又は管理者は、建築物を常時適法な状態に維持するよう努めなければならない。特に多数の者が利用するような用途及び規模の建築物については、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、より一層の安全性の確保を図る必要がある。

このため、特定行政庁が一定の建築物、昇降機及び換気・排煙設備等の建築設備を指定し、これらの建築物については所有者又は管理者に委ねるだけでなく専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告することを義務付けている。

また、法第93条の2の規定により、「報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所

有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令に定めるもの」（概要書）の閲覧制度を定められている。

異議申立人は、建物を利用する人が、建築物の維持管理が適切に実施され安全な状態であることを確認することは、定期調査、検査報告制度の目的に合致するとして、本件公文書の公開を求めているが、上記の概要書の閲覧制度の趣旨から、報告書の内容全体を公開すべきという考え方を取ることはできない。一方、概要書の閲覧制度の存在をもって他の部分を非公開とすることも、公文書公開制度の趣旨に反するものであるから、結局、本件公文書に記載された内容が、条例第7条各号の非公開情報に該当するかどうかを具体的に検討する必要がある。

このような観点から、以下、具体的に検討する。

(3) 「機械室等のバックヤード等の位置」について

実施機関は、「機械室等のバックヤード等の位置」は、条例第7条第2号及び第4号に該当すると主張するので、この点について検討する。

一般に、事業活動を行う建築物の内部の用途、配置等については、事業者が、経験、知識等を基に、事業活動の効率的な運営等を目的として編成していると考えられる。宿泊施設にあっては、施設利用者に安全でかつ快適なサービスを提供する等の目的のため、どの場所にどのような施設を配置するかは、一般に明らかにすることができないノウハウであり、当審査会としては、「機械室等のバックヤード等の位置」に関する情報については、公開することにより、当該宿泊施設の競争上の地位その他の正当な利益を明らかに害するおそれがあるものと判断する。

また、本件非公開部分に記載されている内容を確認すると、機械室、電気室など、本件宿泊施設の設備機器やその操作盤の設置場所等を示す情報、警備室、保安事務所等の保安上重要な場所を示す情報等が記載されており、当審査会としては、これらの情報を公開することによって、犯罪の予防その他の公共の安全の維持に支障が生じるおそれがあると判断する。

したがって、当審査会としては、「機械室等のバックヤード等の位置」については、条例第7条第2号及び第4号に該当すると判断する。

なお、異議申立人は、請求内容が特定の一室のみの情報に限定されていること及び異議申立人自身が本件宿泊施設においてバックヤードに当たる部屋で従事していた利用者であることなどから、「機械室等のバックヤード等の位置」について公開すべきであると主張している。

しかしながら、請求対象の範囲の広狭によって非公開情報に該当するかどうかの判断を変えることは適当ではなく、また、公文書公開制度は、条例第5条の規定に基づき、広く「何人も」公開請求できる制度であることから、公開・非公開の判断は広く一般人に公開することによる影響により判断されるべきであり、請求者の属性によってその判

断が左右されるものではない。

(4) 「排煙設備等の系統・位置」及び「別表1の室名」について

実施機関の説明によると、「別表1の室名」は、「排煙設備等の系統・位置」を示す情報が明らかになるため非公開としたとのことであるから、これらをまとめて検討する。

実施機関は、排煙設備等の系統・位置は、条例第7条第2号及び第4号に該当すると主張する。

本件非公開部分に記載されている内容を確認すると、本件宿泊施設の各室に設置されている換気機器、空調機器等のダクトの接続状況、非常用照明の設備系統などが示されている。

当審査会としては、これらの情報を公開することによって、どの部屋とどの部屋がダクトでつながっているか等の情報が明らかになることから、防犯上の支障が生じるおそれがあり、条例第7条第4号に該当すると判断する。

このため、条例第7条第2号該当性については、当審査会としては検討を行う必要はないと判断する。

(5) 「設置機器の性能がわかる部分」について

実施機関は、「設置機器の性能がわかる部分」は、条例第7条第2号に該当すると主張するので、この点について検討する。

一般に、事業活動を行う建築物に設置する機器について、どのような性能をもつ機器をどのように配置するかは、事業者が、経験、知識等を基に、事業活動の効率的な運営等を目的として決定していると考えられる。とりわけ、本件のような大規模な宿泊施設においては、その経験、知識等を十分に活用して、その設置を計画しているものと考えられる。

したがって、当審査会としては、「設置機器の性能がわかる部分」については、公開することにより、当該事業者の事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められ、条例第7条第2号に該当すると判断する。

(6) 「報告内容に対する本市の指示・訂正事項等」について

実施機関は、「報告内容に対する本市の指示・訂正事項等」については、条例第7条第2号に該当すると主張するので、この点について検討する。

一般に、事業者が行政指導を受けている事実やその行政指導の内容は、当該事業者の社会的評価や信用に関わる情報であることから、当該事業者の事業活動上の利益を明らかに害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当すると考えられる。

しかしながら、行政指導に関する情報全般が条例第7条第2号該当性を有する情報であるとまではいえず、例えば、行政指導の結果、是正命令等を行い、その命令を公表し

た場合などは、是正命令にかかる行政指導内容は条例第7条第2号には該当しないと判断されるべきであり、行政指導の内容等によって条例第7条第2号該当性を判断することが妥当である。

そこで、本件非公開部分に記載されている内容を確認すると、本件非公開部分は、本件宿泊施設の建物管理者等から提出された報告書について、「報告書の作成に関わる行政指導部分」と、報告を受けて「実施機関が報告内容に基づき指摘、指導等を行った行政指導部分」が認められた。

このうち、「報告書の作成に関わる行政指導部分」については、報告すべき内容の漏れや報告書の記載誤りを指摘した程度にすぎず、この行政指導の内容が公開されたとしても、直ちに当該建物管理者等の社会的評価や信用の低下につながるまでは認められない。

したがって、当審査会としては、「報告内容に対する本市の指示・訂正事項等」のうち、「報告書の作成に関わる行政指導部分」については、公開することにより、当該事業者等の事業活動上の利益を明らかに害すると認めることはできないため、条例第7条第2号には該当しないと判断する。

一方、「報告内容に対する本市の指示・訂正事項等」のうち、「実施機関が報告内容に基づき指摘、指導等を行った行政指導部分」については、本件宿泊施設の建物管理者等が、建築物及び建築設備の維持、管理に関わる行政指導を受けていたという事実が公開されることによって、その社会的評価や信用に影響を与えられられることから、当該事業者の事業活動上の利益を明らかに害すると認められ、条例第7条第2号に該当すると判断する。

ただし、条例第8条の部分公開の規定に基づき、文書の様式に当たる部分は公開し、実施機関が具体的に記載したチェック等の部分及び記載内容のみを非公開とすべきである。

(7) 条例第7条第2号ただし書該当性について

異議申立人は、実施機関が、理由説明書でも条例第7条第2号ただし書に触れていないと主張し、口頭意見陳述において、自身が本件宿泊施設の一室で勤務していたことが原因でシックハウス症候群になったので、その一室だけでも公開して欲しいと述べており、本件各公文書が条例第7条第2号ただし書アに該当し、公にすることが必要な情報であると主張していると考えられるので、この点について検討する。

これについては、異議申立人がたまたま改装された部屋で発病した可能性があるという事情によるものであり、当審査会は、広く一般に人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要な情報とは認められないと判断する。

(8) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成24年 6月 7日 諮問（諮問情第43号及び第44号）
7月 9日 実施機関からの理由説明書の提出
9月25日 実施機関の職員の理由説明（平成24年度第5回会議）
10月30日 異議申立人の口頭意見陳述（平成24年度第6回会議）
11月27日 審議（平成24年度第7回会議）
12月25日 審議（平成24年度第8回会議）
平成25年 2月28日 審議（平成24年度第10回会議）
4月 4日 審議（平成25年度第1回会議）

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）

別表

公文書 1, 公文書 2 及び公文書 5

書類名称	非公開との判断を改め公開すべき部分	一部公開の方法を改め公開すべき部分
定期検査報告書の指示・訂正事項について	【報告書】欄及び【添付図面】欄の指示・訂正事項	
建築設備の定期検査報告書の報告内容について	箱書きの中の下6行	左記を除く様式部分 (○印及びチェックを記入する部分並びに自由記載部分を除く部分)

公文書 3

書類名称	非公開との判断を改め公開すべき部分	一部公開の方法を改め公開すべき部分
定期調査報告書の指示・訂正事項について	【報告書】欄及び【添付図面】欄の指示・訂正事項	
特殊建築物の定期調査報告書の報告内容について	箱書きの中の下6行	左記を除く様式部分 (○印及びチェックを記入する部分並びに自由記載部分を除く部分)

公文書 4

書類名称	非公開との判断を改め公開すべき部分	一部公開の方法を改め公開すべき部分
供覧書	「訂正・質疑事項」欄のうち、「□ 質疑・疑義等」欄の記載内容を除く部分	
建築設備の定期検査報告書の報告内容について	2 ページ目	左記を除く様式部分 (○印を記入する部分及び「5 その他」の自由記載部分を除く部分)